

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る財源確保等を求める意見書

政府は、新型コロナウイルス新規感染者数の減少等に伴い、5月14日に一部の地域を除き緊急事態宣言を解除したが、今後も第2波、第3波が発生するおそれがあり、日本全体としては、いまだ事態の終息は見えていない。

このような中、本県では、感染拡大防止の観点から不要不急の外出自粛や県外からの旅行者への自粛要請等さまざまな対策を講じてきた結果、新たな感染拡大が抑制されていることから、県独自の緊急事態宣言を解除し、段階的に経済活動を再開した。

しかしながら、人と物の動きの停滞などにより基幹産業として県経済をリードしてきた観光業を初め、各業界の収益が著しく落ち込むなど本県の経済は危機的状況となっている。

このような状況を踏まえ、本県においても新型コロナウイルス感染症等の緊急対策に対応するため、629億円余の補正予算を計上するなど雇用と事業と生活を守り抜く取り組みを実施してきたが、緊急事態措置の延長に伴う支援の上乗せ等については、本県を含め財政力の脆弱な地方においては、さらなる対策を講じることは困難な状況となっている。

よって、国におかれては、国民生活、経済、雇用に広がりつつある影響をできる限り緩和するため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

### 記

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、地域の実情に応じた柔軟な執行ができるようにすること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることに伴い、国民生活や経済、雇用状況の一層の悪化が見られることから、早急に追加の経済雇用対策を講ずるため、第2次補正予算の早期成立を目指すこと。
- 3 緊急事態宣言解除後の感染防止対策を徹底するとともに、医療提供体制の充実強化等を図るため、必要な予算を措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年5月20日

沖 縄 県 議 会

内閣総務大臣	宛て
厚生労働大臣	
経済産業大臣	
内閣官房長官	
沖縄及び北方担当対策大臣	
法務大臣	
財務大臣	